会報2024年5月号 目次のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。 日頃は、当協会の事業運営に格別のご支援ご協力を賜り、 厚くお礼申し上げます。標題につきご連絡致します。

外部リンク URL 西尾労働基準協会 (nishio-rouki.cc

5月7日巛掲載



「お知らせ」

【お詫び】安全週間説明会、リスクアセスメントセミナー開催 (化学物質管理無料フォロー会1回目) 6月14日) 厚生労働省WEB(改訂)

◇ 申し込み画面に直接アクセスできる右記のQRコードに変更しました。申し込みにお手数をお掛けし申し訳ありませんでした。多くの方の参加をお待ちしております。 詳細は協会HP掲載のチラシでご確認ください



- ◇ 【事前配布】2024総会資料です総会 5月10日 10:00~ コンベンションホール
- ◇ 【ご連絡】 2024労働安全衛生コンサルタントのご紹介
- ◇ 【情報提供】「働き盛りの健康づくり応援情報」 衣浦東部保健所

「会報।

- ◇ 西尾監督署 浦本署長着任挨拶 *愛知労働局長就任あいさつ文は6月号に掲載します
- ◇ 令和6年度 愛知労働局 行政運営方針
- ◇ 【労働局賃金課より】愛知局版 R6年4月業務改善助成金変更点リーフ
- ◇ 【労働局指導課より】愛知働き方改革推進支援センター開所
- ◇ 労務管理講習会 年間開催予定(5月号掲載用)
- ◇ 監督署の窓 労災隠しについて
- ◇ 災害統計 年間比較2022 2023 愛知県と西尾市

「講習・セミナー」

西尾労働基準協会ホームページでご確認願います



着任のご挨拶

岡崎労働基準監督署西尾支署長 浦本尚一

このたび、4月1日付け人事異動により、岡崎労働基準監督署西尾支署長に着任いたしました浦本と申します。

西尾労働基準協会の会員の皆様におかれましては、日頃より労働行政の業務運営 に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

安全で健康に働くことができ、働きがいのある職場環境づくりの推進を行ってまいりますので、今後とも引き続きご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

さて、働き方改革関連法が順次施行されてから5年が経過しました。

この間、時間外労働の上限規制による長時間労働の抑制、時季指定による年5日の年次有給休暇の確実な取得、同一労働同一賃金による正規雇用労働者と非正規雇用労働者との不合理な待遇差の解消等、働き方改革に向けた様々な取り組みが行われて来ました。

さらに、本年4月からはこれまで適用が猶予されていた自動車の運転業務、建設 業、医師等にも時間外労働の上限規制の適用がされました。

働き方改革は、働く方々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で 選択できるようにするための改革です。

職場環境の改善等、魅力ある職場とすることは、生産性向上に加え、人手不足解消にもつながりますので、適切な労務管理の導入に向けた説明会の開催、訪問支援、 生産性の向上とともに、賃金の引き上を支援する業務改善助成金、時間外労働の削減等の環境整備について取組を支援する働き方改革推進支援助成金等、各種支援策についての周知、利用勧奨等を通じ、働き方改革の推進を行ってまいります。

愛知県内の労働災害による死亡者数は、令和3年以降3年続けて40人を下回っていますが、はさまれ・巻き込まれ、墜落・転落災害といった従来からの類型的災害が継続して発生しております。

また、昨年4月からリスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置等、化学物質の自律的管理が義務化され、本年4月からは化学物質管理者の選任等、措置事項が拡大されました。

重篤な労働災害の防止、化学物質の自律的管理のためには、リスクアセスメントの導入・定着が不可欠ですので、西尾労働基準協会と協力し、安全相互確認会、リスクアセスメントセミナー等を通じ、自立的な安全衛生管理を推進いたします。

リスクアセスメントを通じ安全性、生産性、品質等を高め、企業価値をも向上させることができるという理念である「安全経営あいち®」の推進、健康診断、長時間労働者に対する医師の面接指導、ストレスチェックの結果等を踏まえた事後措置の運用による総合的な健康対策、労災補償制度の適切な運営等につきましても行ってまいりますので、行政の円滑な推進につきまして、皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、協会並びに会員の皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念いたしま して、着任の挨拶とさせていただきます。

令和6年度 愛知労働局行政運営方針

令和6年度の愛知労働局運営方針では、愛知の労働行政を取り巻く情勢と課題を踏まえ、労働基準、職業安定、人材開発、雇用環境・均等の四行政が総合的・一体的に運営することで、総合労働行政機関としての機能を最大限発揮し、県民からの期待に応えてまいります。

労働基準部では、以下の内容で対策を推進してまいります。

- 1 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援
 - (1)最低賃金・賃金の引上げを図る中小・小規模企業等の生産性 向上に向けた支援の強化

最低賃金については、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定。以下「総合対策」という。)において、「公労使の三者の最低賃金審議会で毎年の最低賃金額についてしっかりと議論を行い、その積み重ねによって2030年代半ばまでに全国加重平均が1,500円となることを目指す。」とされており、中小・小規模企業が賃上げしやすい環境整備に一層取り組むことが求められています。特に生産性向上が不可欠であることから、業務改善助成金などの各種支援策について、積極的な周知及び利用勧奨を行い、業務改善や生産性向上に係る企業のニーズに応え、賃金引上げを支援してまいります。

また、労働局が委託して実施する「愛知働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、生産性向上等に取り組む事業者等に対してきめ細かな支援を行います。

加えて、中小企業等が賃上げ原資を確保できるよう「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、政府一体となって取組を進めることとされており、労働局及び監督署においては、引き続き、事業場に対し賃金引上げの検討を促すとともに、厚生労働省WEBページ「賃金引上げ特設ページ」の紹介等により、中小企業等が賃金引上げを検討する際の参考となる地域の賃金や企業の好取組事例等が分かる資料を提供し、賃金引上げに向けた労働環境の自主的な促進を図ってまいります。

令和5年2月27日に、県内の行政機関、経済団体、労働団体及び金融団体と「適正な取引・価格転嫁を促し地域経済の活性化に取り組む共同宣言」を発出しており、「愛知県『働き方改革』に向けた関係機関連絡協議会」、「取引適正化・価格転嫁推進フォーラム」など、関係機関と連携を図りながら、取引適正化、適切な価格転嫁等への必要な取組を継続して行います。

さらに、中部経済産業局との連携を強化し、生産性向上に取り組む中小企業等に対し、事業再構築補助金、ものづくり・商業・サービス補助金、IT導入補助金など各種補助金、及びよろず支援拠点の案内を行います。

(2) 最低賃金制度の適切な運営

県内の経済動向、地域の実情及びこれまでの愛知地方最低賃金審議会の審議状況などを踏まえつつ、適切な資料の収集、作成、提示に努め、厚生労働省労働基準局賃金課とも連携を図りながら、充実した審議が尽くせるよう愛知地方最低賃金審議会の円滑な運営を図ってまいります。

また、最低賃金額の改定等については、経済団体、労働者団体、地方公共団体等の協力を得て、県民に幅広く周知し、使用者及び労働者に周知徹底を図るとともに、これまでの監督指導の結果や労働相談等の各種情報を踏まえ、最低賃金の遵守を図るため、履行確保上問題があると考えられる業種を重点とした監督指導を行ってまいります。

2 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

(1) 長時間労働の抑制

ア長時間労働の抑制に向けた監督指導の徹底等

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を中心に監督指導を実施します。

また、11月の「過労死等防止啓発月間」において、「過労死等防止対策推進シンポジウム」や「過重労働解消キャンペーン」等の各種取組に関する積極的な周知を図ってまいります。

さらに、教育活動を通じた過労死等の防止に関する啓発の 一環として、大学・専門学校・高校等への講師派遣を引き続 き積極的に行います。

イ 中 小 企 業 ・ 小 規 模 事 業 者 等 に 対 す る 支 援

中小企業・小規模事業者等の働き方改革が実現されるよう、全ての監督署に編成した「労働時間改善指導・援助チーム」のうち「労働時間相談・支援班」において、説明会の開催や個別訪問などを行います。

ウ 新たに時間外・休日労働の上限規制が適用される中小企業 等への時間外・休日労働時間の削減等に向けた支援

令和6年4月から、新たに時間外・休日労働の上限規制が

適用される建設業、自動車運転者については、荷主や発注者といった取引関係者、ひいては国民全体の理解を得ていくことが重要であり、各種パンフレット等の活用や特設サイト「はたらきかたススメ」を通じて周知を行います。

医師については、愛知県医療勤務環境改善支援センター等と連携し、医療機関における労働時間管理や時間外労働の削減等に関して、適切な支援等を行います。

自動車運転者については、労働時間等説明会等を開催し、改善基準告示も含めて、あらゆる機会を通じて、丁寧な周知を図ります。また、トラック運転者の長時間労働の要因の中には、取引慣行など、個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものもあるため、監督署において、発・着荷主等に対し、長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないよう努めること等の配慮を要請していきます。さらに、関係行政機関で構成する「『物流革新に向けた政策パッケージ』中部ブロック推進会議」において、他機関と連携して取り組んでまいります。

建設業については、業界団体や災防団体等と連携を図りつつ、監督署の「労働時間相談・支援班」による説明会の開催や個別訪問等を通じて、支援を行います。

また、時間外・休日労働の上限が適用される職種、業種を含む中小企業において、生産性向上を図りながら労働時間短縮に取組む事業主に対し、愛知働き方改革推進支援センターによる窓口相談や、コンサルティング等により的確な支援を行い、また、働き方改革推進支援助成金の活用を促進し、労働時間の設定の改善を推進します。

(2)労働条件の確保・改善対策

ア 法定労働条件の確保等

監督指導を通じて、事業場における基本的労働条件の枠組み及び管理体制を確立させ、これを定着させるとともに、労働基準関係法令の遵守の徹底を図ってまいります。特に、労働時間の適正把握と時間外・休日・深夜の割増賃金の支払いは労働条件の枠組みの基本となるため、「労働時間の適正な担握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインに基づの周知を徹底し、監督指導において同ガイドラインに基づいる動時間管理が行われているかを確認し、賃金不払残業が認められた場合には、その是正を指導していきます。

なお、度重なる指導にもかかわらず法違反を是正しない事業場や法違反を繰り返す事業場など、重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められる事案に対しては、司法処分も含め厳

正に対処していきます。

イ 裁量労働制の適正な運用

各種情報に基づき、裁量労働制の運用等に関し問題があると考えられる事業場に対して、監督指導等を実施します。

また、裁量労働制に係る省令等が令和6年4月に施行されること から、裁量労働制導入事業場等に対し、パンフレット等を活用して 改正内容について周知を行ってまいります。

ウ 労働契約関係の明確化

労働基準法に基づく労働条件明示事項に、就業場所・業務の変更の範囲を追加する等の改正省令が令和6年4月に施行されることから、パンフレット等を活用して、あらゆる機会に周知・啓発を図ってまいります。

工特定の労働分野における労働条件確保対策の推進

① 外国人労働者

技能実習生等の外国人労働者については、労働基準関係法令違反の疑いがある事業場に対して重点的に監督指導を実施し、重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められる事案に対しては、司法処分を含め厳正に対処します。また、出入国在留管理機関及び外国人技能実習機構(以下「機構等」という。)との相互通報制度を確実に運用した上で、監督指導等を実施します。

特に、技能実習生に対する労働搾取目的の人身取引が疑われる事案については、機構等との速やかな合同監督・調査や関係機関との連携を着実に実施した上で、悪質性が認められるものは司法処分を含め厳正に対処します。

② 自動車運転者

自動車運転者については、違法な長時間労働等が疑われる事業場に対する監督指導を的確に実施する。また、愛知運輸支局との相互通報制度を確実に運用するとともに、協議の上で、合同監督・監査を行います。

また、歩合給により雇われている自動車運転者の保障給の確保 や、タクシー運転者の賃金制度のうち、累進歩合制度の廃止に係る 指導等についても徹底を図ります。

③ 障害者である労働者

障害者虐待防止の観点も含め、障害者である労働者の法定労働条件の履行確保のため、監督指導を実施するとともに、障害者である労働者に関する情報を把握した場合には関係機関と積極的に情報共有を図り、事業主に対する啓発・指導に努め、問題事案の発生防止及び早期是正を図ってまいります。

オ「労災かくし」の排除に係る対策の一層の推進

「労災かくし」の排除を期すため、説明会等の機会を通じて、その

防止に向けた周知・啓発を図るとともに、監督・労災補償・安全衛生の各担当部署間における連携により、「労災かくし」に関する情報収集に努め、当該事案を把握した場合は司法処分を含め厳正に対処します。

カ各種権限の公正かつ斉一的な行使の徹底

地方労働基準監察監督官制度の的確な運用等により、行政指導の適正な実施とその水準の維持・向上を図るとともに、監督権限をはじめとする各種権限の公正かつ斉一的な行使を確保してまいります。

また、監督指導において法違反が認められた場合には、事業主にその内容や是正の必要性を分かりやすく説明することにより、事業主による自主的な改善を促すとともに、きめ細かな情報提供や具体的な是正・改善に向けた取組方法を助言するなど、丁寧かつ具体的に対応する。特に、中小企業の事業場への監督指導に当たっては、中小企業における労働時間の動向、人材確保の状況、取引の実態、その他の事情を十分に聴いた上で、その事情を踏まえて丁寧に対応していきます。

(3)「安全経営あいち®」の推進

2023年度から2027年度までの5か年を計画期間とする「第14次 労働災害防止推進計画」(以下「14次防」という。)の重点事項の 1つに掲げた「安全経営あいち®」の推進などにより、重篤な労働災 害の撲滅を目指すにとどまらず、生産性の向上等により労働分配を 高めることや、働き方改革の推進など、自律的でポジティブな安全 衛生管理を促進して行きます。

ア「安全経営あいち賛同事業場制度」の運用

14次防期間中、労働局管内で、「安全経営あいち®」の理念(※1、2参照)に賛同する事業場(以下「賛同事業場」という。)を募る制度を運用し、所定の手続を経た賛同事業場に対し、登録商標である「安全経営あいち®」の名称及びロゴを使用できることとしています。



賛同事業場は、それらの使用により「安全経営」に取り組む姿勢と、その基礎となるリスクアセスメントに積極的に取り組む姿勢を同時に事業場内外に示すこととなり、既に多くの事業者の賛同を得ていることから、引き続き同制度の運用を図ってまいります。

また、業種間の取組み状況を情報交換できる場として「異業種交流」等の実施、ホームページでの情報発信の強化等を通じ、企業価値向上と自律的でポジティブな安全の確立を目指します。

(※1) 「安全経営あいち®」の理念

これまで、労働安全衛生管理の手段と捉えられていたリスクアセスメントは、そのプロセスに現場の実態把握を含めていることから、これを通じて経営視点である「PQCDSME(※2)」を並列かつ一体的に捉えて行くことができる。すなわち、リスクアセスメントを通じ、安全性、生産性、品質、原価、納期等を同時に高めていくことが可能であり、さらに企業価値をも向上させる戦略的手法とすることができる。労働局は、この理念を「安全経営あいち®」として提唱している。

(× 2) PQCDSME

経営における重要な7つの視点のことで、それぞれ、P: Productivity = 生産性、Q: Quality = 品質、C: Cost = 原価・経済性、D: Delivery = 納期・生産量、S: Safety = 安全性、M: Morale = 士気、E: Environment = 環境を表す。

イ + Safe 協議会等の運用

死傷災害の大幅増加を示す第三次産業の業種(商業、社会福祉施設、飲食店等)は、いずれも顧客、利用者等へのサービス提供を業としており、労働安全衛生管理についても、それらサービス提供と一体的に運用することが現実的です。このため、「安全経営あいち®」の理念の下、経営に安全をプラスする「+Safe」の名称を冠して協議会を運営し、サービス提供と労働安全衛生管理の一体化等について働きかけを行っていきます。

また、企業側に自主的な取組を促すため、企業の課題と有効な改善策をともに探る、寄り添い型の指導を実施していきます。

ウ総合的な健康確保

業務上疾病の多発と定期健康診断有所見率の高止まりが認められる中、労働者の健康確保に対する必要性は益々高まっており、リスクアセスメントを中核とした化学物質、及び粉じん等に対する有害業務対策、健康診断、長時間労働面接指導、及びストレスチェック等とそれらの結果を踏まえた事後措置の運用並びに「労働者の心の健康の保持増進のための指針(メンタルへルス指針)」及び「事業場における労働者の健康保持増進のための指針(THP指針)」等を踏まえた健康保持増進、治療と仕事の両立及びテレワークの導入等、多様な働き方への対応を包括した「総合的な健康対策」を推進してまいります。

エきめ細かな個別指導等の実施

これまで個別指導は、単発的、個別的な内容になりがちでしたが、 今後は、「安全経営あいち®」の理念も踏まえ、総合的な個別指導 等を行っていきます。

また、我が国の産業構造の変化、高年齢労働者、外国人労働者及び派遣労働者の増加等の社会経済の情勢変化や、技術革新及び働き方改革の進捗等並びに、それらを背景とする労働災害

発生の動向を踏まえて、経営的な視点からも必要な情報を提供するよう努めてまいります。

(4) 重篤な労働災害の防止

これまで、労働局は、「危なさと向きあおう」をキャッチフレーズとしてリスクアセスメントの普及促進を図ってきたことにより、製造業を中心に、全業種における死亡者数の一定の減少を達成したところです。

しかし、①製造業における重篤災害の主な類型である、はさまれ・ 巻き込まれ災害、及び切れ・こすれ災害について、その約6割が動力機械に起因するものであること、②建設業の死亡災害の約3割が高所からの墜落・転落災害であることを踏まえ、引き続きリスクアセスメントの普及促進を図ることが不可欠です。また、その適切な実施は、「安全経営あいち®」の理念に繋がるものであることから、14次防を踏まえ、製造業を対象とした動力機械災害防止対策及び建設業を対象とした墜落・転落災害防止対策を推進してまいります。

(5) 労災補償制度の適切な運営に向けた対策

ア組織的な管理による労災保険請求の早期処理等

労災補償制度の根幹は、被災労働者等に対して迅速かつ公正 に必要な保険給付を行うことをもって、被災労働者等を保護すること です。このため、労災保険給付の請求に対しては、請求受付後、速 やかに必要な調査を実施し、管理者による組織的な進行管理を徹 底する等、迅速な事務処理を推進するとともに、法令、認定基準等 に基づいた適切な認定を行っていきます。

特に、認定までに時間を要する脳心事案や精神事案などの複雑 困難事案については、労災担当部署(愛知労災保険業務センター)と監督・安全衛生担当部署が連携し、認定基準等に基づいた 適切な認定及びより一層の迅速な処理に努めてまいります。

イ 石綿関連疾患に関する労災補償制度の周知広報

石綿による中皮腫や肺がん等の石綿関連疾患について、がん診療連携拠点病院を中心とした労災指定医療機関に対し、認定基準等の周知広報を行うとともに、労災請求の勧奨の依頼を行うことで、石綿ばく露作業により石綿関連疾患にり患した被災労働者等の保護を推進させてまいります。

令和6年度業務改善助成金の一部変更のお知らせ (愛知労働局版)

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

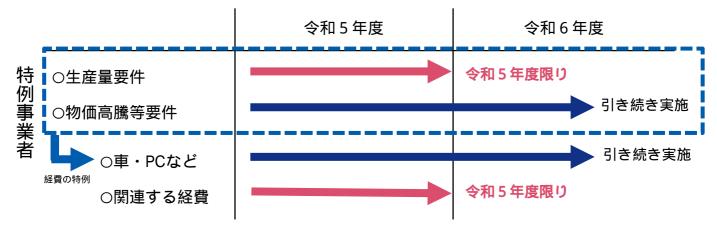
令和6年度も引き続き助成金の受付を実施しますが、一部変更されましたので、ご注意下さい。

变更点

1.特例事業者要件	新型コロナウイルスの影響を受けた事業者向けの「生産量要件」 が終了(物価高騰等要件は引き続き継続)
2 . 経費の特例	「生産量要件」又は「物価高騰等要件」の事業者に認められていた「関連する経費」が終了(車・PCなどの導入は引き続き実施)
3 . 申請回数	令和 6 年度中に可能な申請回数は 1 回まで
4 . 賃金引上げ方法	事業場内最低賃金の引上げは1回のみ(複数回の引上げは助成対 象外)
5.申請期限	令和6年12月27日まで
6 . 事業完了期限	令和7年1月31日まで

令和6年3月31日までに申請いただき、令和6年4月1日以降に交付決定を受けた事業者は、令和5年度に申請されたものとして扱われますので、令和6年度にも申請可能です。

令和6年度における変更点は以下のとおりです。



お問い合わせ

ご不明な点は、下記の業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号:0120-366-440(受付時間 平日 8:30~17:15)

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

業務改善助成金 検索



交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部(企画課)です



愛知労働局

特例事業者に関する注意点

- <特例事業者の要件>
- 令和6年度の特例事業者は、以下の要件に当てはまる中小企業事業者となります。

物価高騰等要件

原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間 のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント 以上低下している事業者 「%ポイント(パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

<対象経費と特例措置>

変更後の特例事業者に該当する場合、以下の特例措置を受けることができます。

		一般事業者	特例事業者
引上げ人数関係	引上げ人数10人以上の区分の利用	×	
	生産性向上に資する設備投資等		
助成対象経 費 関係	生産性向上に資する設備投資等のうち、	×	

賃金引上げに関する注意点

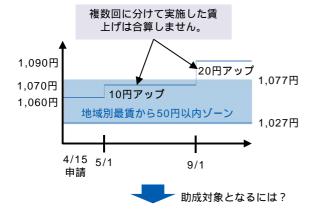
「4.賃金引上げ方法」のとおり、事業場内最低賃金の複数回に分けての引き上げは助成対 象外となりました。申請に当たっては、特に以下の点にご注意ください。

(例)愛知県最低賃金が1,027円、事業場内最低賃金1,060円の事業場が4月15日に申請する場合

5月1日に1.060円から1.070円に引上げ、9月1 日に1,070円から1,090円に引上げを実施し、合算 して30円コースを申請したい。



5月1日と9月1日がともに30円以上の 対象外 引上げがされていないので、引上げコース 区分を満たす賃上げとは認められません。



刘象!

5月1日に30円以上引き上げていただく か、5月1日の10円引上げはそのままに、 9月1日に30円以上引き上げていただく と助成対象となります。

5月1日に1,060円から1,085円に引上げ、9月1 日に1,085円から1,120円に引上げを実施し、合算 して60円コース又は2回目の賃上げで30円コース を申請したい。



5月1日は30円以上の引上げがされておらず、 対象外かつ地域別最低賃金と事業場内最低賃金の差 額が50円を超えたため、9月1日に30円以 上引き上げていただいても対象外となります。

> 度目の賃上げは要件を満たさないため対象外。 また、その際に地域別最賃から50円を超えたため、 後の賃上げが要件を満たすものでも対象外。



5月1日に30円以上引き上げていただくと 助成対象となります。

【タイトル】

今年度も愛知働き方改革推進支援センターが開所しました!

【記事】

働き方改革を進める中小企業を支援するため、愛知労働局委託事業により、愛知働き方改革推進支援センターが今年度も開所しました。令和6年4月からは、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていた自動車運転者や建設業などについても適用が開始されることになり、長時間労働の解消に向けた取り組みが必要となります。

専門家が訪問し、働き方に関する相談、同一労働同一賃金への取組み、各種助成金の利用などについてもすべて無料で相談・支援を行っています。メールやオンラインでの相談も可能です。また、セミナーも開催していますので、ホームページやLINE登録にて開催日程をご確認の上、是非ご利用ください。

・愛知働き方改革推進支援センター

所在地 名古屋千種区千種通7-25-1 サンライズ千種3階

電話 0120-006-802

メールアドレス aichi@task-work.com

ホームページアドレス https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/aichi/

LINE登録



【担当部署】

愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課 電話 052-857-0312

令和6年度 愛知県下各協会合同開催事業 開催予定表 (当協会も主催機関です)

4年 미네	=# 39 A D	0D= I*	<u> </u>		0 -	会費(単	位:円)	ДШ
種別	講習会名	QR⊐—ド	6月 7月		8月	会 員	非会員	会 場
613 234	1. 労働実務基礎講習(半日)		19	17	8	無	料	名北労働基準協会他
総労 合働	2. 労働実務総合研修(1日)		25		28	10,000	13,330	名北労働基準協会
古講法 座令	3. 労働実務専門講座(4日間)		12 26	10 24		全日 36,700	全日 44,500	名北労働基準協会
, -	4. 建設業雇用管理者研修(1日)			0	0	無	料	名北労働基準協会 他
セ労	1. 令和6年度の労働の動向を聴くセミナー		18			無	料	ウィルあいち
ミ働ナ問	2. 労働トラブル防止総合講座	回然表面	10		5	6,900	9,130	名北労働基準協会
一題	3. 2024年問題建設業対応セミナー					無	料	名北労働基準協会
衛安	1. 携帯丸のこ等取扱作業従事者教育			3		7,300	8,900	名古屋市工業研究所
生全	2. ダイオキシン類特別教育			12		7,330	9,160	名古屋市工業研究所
	1. 管理能力向上研修	回数級国	24			6,000	7,000	名北労働基準協会
- Д	2. メンタルヘルス管理者研修			23		6,000	7,000	名北労働基準協会
【八日	3. 人事考課者研修					6,000	7,000	名北労働基準協会
社員教育	4. ハラスメント防止研修	1~3			20	6,000	7,000	名北労働基準協会
音	5. ハラスメント相談担当者研修	1	11			6,000	7,000	名北労働基準協会
	6. アンガーマネジメント研修			2		6,000	7,000	名北労働基準協会
	7. アサーティブ研修	4 ~ 7	20			6,000	7,000	名北労働基準協会

労働災害以外の場合における労働者死傷病報告の提出義務について

労働者死傷病報告を遅滞なくしなかったり、虚偽の労働者死傷病報告をすると、労働安全衛生法違反となってしまい、この報告義務違反は「労災かくし」と呼ばれることもあります。

労働者死傷病報告義務がある典型的な場合は、労働者が労働災害により死亡または休業した場合であり、「『労災』かくし」とも呼ばれますが、労働災害による場合以外にも提出しなければならない場合があります。

労働者死傷病報告について規定している労働安全衛生規則第97条第1項は、

事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第23号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

と規定しています。

少し分かりにくいですが、労働者死傷病報告を提出しなければならないのは大きく分け て次のいずれかの場合になります。

- ① 労働者が【労働災害】により【死亡し、又は休業】したとき
- ② 労働者が【就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内】における【負傷、窒息又は 急性中毒】により【死亡し、又は休業】したとき

「労働災害」については、労働安全衛生法第2条第1号で、「労働者の就業に係る建設物、 設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者 が負傷し、疾病にかかり、又は死亡すること」と定義されており、労働者災害補償保険法上 の「労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡(業務災害)」とほぼ同義です。

業務上の負傷による場合は、上記①と②のいずれにも該当するため、報告義務があります。 労働者が昼休みにサッカーをしていて骨折した場合など事業場内での業務外の負傷によ る場合は、上記①には該当しませんが、②に該当するため報告義務があります。

業務上の疾病による場合は、上記②には該当しませんが、上記①に該当するため、報告義務があります。

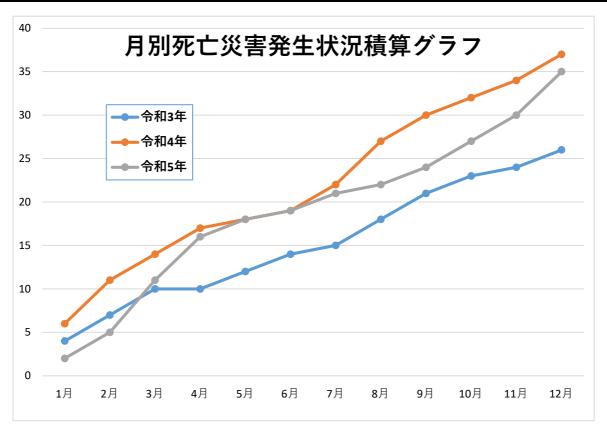
業務上の疾病ではなく、業務外の疾病(私病)による場合は、就業中に発症したとしても 上記①と②のいずれにも該当しないため、報告義務はありません。

表にまとめると、次のようになります。適切なご報告をよろしくお願いします。

負傷または疾病の種類	場合①	場合②	提出義務
業務上の負傷	該当	該当	有
事業場内等における業務外の負傷	非該当	該当	有
業務上の疾病	該当	非該当	有
就業中等における業務外の疾病	非該当	非該当	無

愛知労働局管内死亡災害発生状況(令和6年4月9日 現在の速報値) ※()内は交通事故による死亡者数で内数である。

年別		A < ((t t t t t t t t						
業		733	令和5年(速報値)		令和4年同時期(速報値)		令和4年確定値	
製	造	業	8		8	(2)	8	(2)
	食料品製	造 業			1		1	
	化 学 エ	業						
	鉄鋼•非鉄	金属	3		1	(1)	1	(1)
	金 属 製		1		2		2	
	一般・電気・輔	輸送用			3		3	
	そ の	他	4		1	(1)	1	(1)
建	設	業	6	(1)	12		12	
		事業			4		4	
		事 業	6	(1)	6		6	
	そ の	他			2		2	
陸	上貨物運送		10	(3)	4		4	
商		業	4	(2)	2	(1)	2	(1)
	卸 売	業	2		2	(1)	2	(1)
	小 売	業	2	(2)				
	そ の	他						
清		畜業	4					
上	記以外の	事業	3	(1)	11	(4)	11	(4)
	合 計		35	(7)	37	(7)	37	(7)



発生日時	事故の型/起因	物	災害発生状況・原	因		
R6.2.6. 2024 14:00	用せず、荷台上で荷行	役作業を				
	事 当 規	場 9名以下	業 道路貨物運送業	60代	貨物自動車運転者	経験年
R6.3.4. 19:00	墜落・転落 はしご等	2階建てしたもの	の事務所の屋根に上がるた。	こめに梯子を登って	いたところ、梯子が倒	削れ転落
	事 事 規	∜場 50~99名	業商業	60代	技術職	経年

R06-04-09 出力

令和5年 西尾支署業種別労働災害発生状況

令和6年3月·確定値

業	年 別: 種	令和5年		令和	14年	増減		
				死亡	死傷	死亡	増減数	増減率
製	造	業	57		75		-18	-24.0%
	食料品製造	業	13		12		+1	+8.3%
	繊 維 工	業	1		4		-3	-75.0%
	鉄 鋼	業	8		14		-6	-42.9%
	金 属 製	品	5		7		-2	-28.6%
	一 般 機 械 器	具	6		8		-2	-25.0%
	輸送機械製	造	13		9		+4	+44.4%
	上 記 以 外 の 製 造	業	11		21		-10	-47.6%
建	設	業	12		23	1	-11	-47.8%
	土 木 工 事	業			6		-6	-100.0%
	建築工事	業	8		14	1	-6	-42.9%
	その他の建設	業	4		3		+1	+33.3%
陸	上 貨 物 運 送 事	業	16		10		+6	+60.0%
小	売 -	業	26		31		-5	-16.1%
	新 聞 販	売	3		3		0	0.0%
	その他の小売	業	23		28		-5	-17.9%
通	信	業			1		-1	-100.0%
社	会 福 祉 施	設	14		20		-6	-30.0%
飲	食	店	8		7		+1	+14.3%
清	掃・・とい畜	業	7		7		0	0.0%
上	記 以 外 の 事	業	24		57		-33	-57.9%
合		計	164	0	231	1	-67	-29.0%

死亡者数は内数